

太陽グラントソントン

エグゼクティブ・ニュース

テーマ：アベノミクスの経済政策と税制改革

執筆者：中央大学法科大学院 教授 森信 茂樹氏

要旨（以下の要旨は2分でお読みいただけます。）

先月（2015年9月）実施された自民党の総裁選で無投票再選された安倍総理は、その後アベノミクス「新3本の矢」（強い経済、子育て支援、社会保障）を発表しました。新しい3本の矢は、これまでの「3本の矢」（大胆な金融政策、機動的な財政出動、成長戦略）のようなマクロ経済の観点とは異なり、3つのテーマから構成されているのが特徴ですが、三本の矢に欠けていた、「分配政策」に重点を移そうという考え方ではないかと思えます。

今月号では、経済成長と不可分の関係にある税制の在りかたについて、大蔵省（当時）主税局総務課長を務められた中央大学法科大学院教授・森信茂樹氏に今後の在るべき税制改革を論じて頂きます。森信教授は、今年春に「税で日本はよみがえる」（日本経済新聞出版社）を出版し、「税制は国の未来を変える」と主張されています。

世界の税制改革を窺うと、米国では1980年代のレーガン大統領の時代に、税収中立の哲学の下で法人税率の引き下げと課税ベースの拡大が実行されました。この結果、企業活動の活発化と既得権益からの財源確保が可能となり、財政収支が改善すると共に産業構造は大きく変化して、今日に続く「経済成長と財政健全化の両立」の基礎が築かれたとされます。スウェーデンでは、勤労所得への累進課税の半面、海外への資本逃避を抑制すべく、金融・資本所得を勤労所得と分離し法人税を含む金融・資本所得の税率を引き下げて課税する二元的所得税が導入され、「公平と効率の両立」を可能にしました。更に、英国とオランダの勤労税額控除制度などからは、「税と社会保障の一体改革」を読み取ることが出来ます。また、ドイツのメルケル政権の税制改革パッケージからは、政権による強いリーダーシップがあれば「経済活性化と財政再建」が両立できることを学ぶことも出来ます。

こうした各国の税制改革を参考に、わが国が今後取るべき税制改革を整理すると次のようになると考えられます。すなわち、①グローバル経済に対応し、わが国の法人税の実効税率を引き下げる（現状32.1%→25%程度）、②経済成長を税制で支援すべく、企業がリスクテイクし易い税制の構築や、女性の活用に向け、配偶者控除を廃止し夫婦の合算所得から一定額の控除を認める夫婦控除を創設すること、③所得格差、資産格差を抑えるため、所得税の課税ベースの拡大のほか、勤労所得を累進税率、金融所得を法人税実効税率と同率とし、法人税をも包括した二元的所得税を導入すること、④財政基盤の確立に向け、経済への負担の少ない消費税中心の税体系へのシフトを図ること、などです。こうした中でマイナンバー制度の導入は個人の資産・資産所得の把握につながり、肥大化する社会保障費の削減に結び付く効果が期待出来ます。

税の機能は「公共サービス提供のための必要な資金の調達」、「所得の再分配」、「経済の安定化・景気調節」の3つですが、これらの機能を十分に発揮させ、所得・消費・資産の3つの税制を見直すタックスミックスを行うことが必要です。世界の高齢化社会のトップランナーとして、規範となる税制・社会保障を示すことが出来れば、国際社会における日本の地位の向上にもつながります。増税を忌避するのではなく「希望の増税」として行く努力とそれが国民に意識付けられることを期待したい、と結ばれています。

「太陽グラントソントン エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちら⇒<http://www.grantthornton.jp/library/newsletter/>
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-5770-8916 e-mail: mc@jp.gt.com
太陽グラントソントン マーケティングコミュニケーションズ 担当 藤澤清江

テーマ：アベノミクスの経済政策と税制改革

中央大学法科大学院 教授 森信茂樹

1. はじめに

先月（2015年9月）の自民党総裁選で、安倍総理が総裁に再任され、その直後に新三本の矢が発表された。これは、これまでのアベノミクスが成長に偏ったものであったのに対し、新たな政策は、分配政策を含むものになっている。三本の矢に欠けていたものを加えたということであろうか。

筆者はアベノミクスの経済政策の結果として、経済はデフレから脱却しつつあり、税の歳入機能も高まってきたと考えており、アベノミクスは、わが国経済の景色を変えた点は評価している。

しかしながら、期待に働きかけるアベノミクスは、株価上昇に見られるような資産価格の高騰をもたらした。最近でこそ株価は軟調となっているが、安倍政権発足後と比べれば大幅に上昇しており、それによる資産を持つ者と持たざる者との資産・所得格差が拡大しつつある。また最近の円安は、消費者価格の上昇をもたらし、消費行動を慎重にする影響を与えている。

このような観点から検討すると、アベノミクスに欠けていて今の日本が必要とする政策は次のようなものであろう。すなわち、①企業の海外進出に伴う地方経済の空洞化を抑制する法人税改革、②人口減少下における女性労働力の活用—具体的には女性の活用を阻害している配偶者控除の改組—、③所得格差、資産格差を是正する所得税・相続税改革、④子供、孫世代への先送りを抑える現役世代の税負担の増加—具体的には消費税増税—、などの税制改革である。

筆者は長年世界の税制を研究してきたが、「税制が国の未来を変える」の標語が信念であり、上記のような税制改革により、アベノミクスが標榜する構造改革を押し進めることになると思う。

こうした観点から世界先進諸国の税制改革を紹介し（図表1）、経済社会に与えた影響を概観することにより、わが国の政策への参考としてみたい。

（図表1） 世界の税制改革から学ぶ

国名	政権と税制改革	概要
米 国	レーガン2期の税制	課税ベースを拡大して税率を引き下げる（税収中立）という哲学の下での税制改革が経済活性化をもたらした。
ド イ ツ	メルケル連立政権の税制	消費税や所得税を増税して法人税を引下げるといった税制改革をパッケージで行い、経済成長と財政再建の両立を果たした。
英 国	ブレア1期の税制	「セフティーネット」から「トランポリン」へという社会保障と税制の一体的改革は、財政再建と経済活性化の両立をもたらした。
オランダ	ワークライフバランスと税制	専業主婦の社会進出を支援するための社会保障と税の一体改革はオランダ型のワークライフバランスを作り上げた。
スウェーデン	二元的所得税	金融所得を勤労所得から分離して一定率で課税する税制は、グローバル時代のもとでの高福祉社会の建設に必要な改革であった。

出典 森信茂樹「税で日本はよみがえる」（日経出版）

2. 米国レーガン2期の税制改革

レーガンは、石油ショックによるスタグフレーションと日欧との価格競争力が低下した産業界を活性化すべく「経済的・軍事的に強い米国の復活と、小さな政府による民間活力の再活性化」を掲げて1980年の大統領選に勝利した。レーガンは就任後の第1期の1981年と、第2期の1986年の2回に亘り税制改革を行っている。第1期の税制改革は、「減税すれば人々は働き始め経済が良くなり、結果として税収は増える」という哲学に基づいていたが、その結果生じたことは大幅な税収の低下と、それに伴う財政赤字の拡大であった。

そこで、第2期は、この哲学を根本から改め、第1期とは全く異なる税制改革を指向した。そこでの理念は「公平」、「簡素」、「経済成長」であり、課税ベースを拡げつつ税制を簡素化し、短期の景気浮揚策で無く中長期的な経済効率の向上を意図したもので、全体では「税収中立」と言う税制改革であった。第2期は、この「税収中立」が拠って立つ哲学であった。「税収中立」は財政上の言葉で、哲学でもなんでもないと思われるかも知れないが、実はこの言葉には産業構造を変える大きな仕組みが隠されていたのである。

それを理解するには、この改革を事務方として支えたパールマン前財務省次官補が2002年2月に来日した際の政府税制調査会での以下の発言内容（筆者要約）が参考になる。

「レーガン税制改革の哲学は、市場こそが経済行動を調整する最善の手段と信じていたことである。さまざまな企業優遇措置により企業行動に影響を与えようとする試みは、効率的で効果的な政策どころか、企業行動に歪みをもたらす非効率的で結局高くつく政策である。長期的な経済成長のためには、政府は企業の意思決定には介入せず、実効税率を最小にすることだ。

特定の企業を優遇する租税特別措置は、いったん法律になると、期待される成果を生まなくても廃止するのは困難となる。そこで、『歳入中立』という哲学を打ち立てることにより、優遇措置を廃止すればその分は税率を引下げると約束することになって、多くの利害関係者の反対を抑えることができたのである。」

「税収中立」のローガンの下で、既得権益にメスが入るとともに財源確保が可能となり税率が引き下げられたわけである（図表2）。その結果、歳入の減少に歯止めがかかり、財政収支は改善に向ったのである。

学ぶべきは「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」哲学であり、わが国でもその哲学の下で法人税改革が進んでいる。構造改革の最も抵抗が大きいのが既得権益であり、その縮小・廃止に向け、この哲学の必要性・有効性は極めて大きいと考える。

(図表2) レーガン第2期の税制改革(1986年改正)の概要(法人税部分)

内 容	所得税改革も含め5年間で歳入中立
・法人税率の引下げ	46%から34%へ
・課税ベースの拡大(租税特別措置の廃止・縮小)	加速度償却の縮小・合理化 投資税額控除の廃止など

(筆者作成)

3. ドイツ・メルケルの税制改革

メルケル大連立政権の税制改革の特色は、消費税増税、所得税増税、法人税減税をパッケージとして決定し、3年間かけて着実にこれを実行したことである。このような大胆な改革を行い得た背景には、財政赤字に対する国民の危機感と2大政党の大連立という事情がある。

2005年のドイツでは、二大政党である社会民主党(SPD)とキリスト教民主/社会同盟(CDU/CSU)が国を二分して選挙を戦った。このときの選挙では、当時EUが定めた財政赤字の基準を守れず、この赤字への対応が大きな焦点となっていた。社会民主党が高所得者層の所得税増税を主張したのに対し、キリスト教民主/社会同盟は消費税増税を主張し選挙が行われた。しかし、どちらも過半数を取ることができなかった。大連立に向けての協議の結果、消費税と所得税の増税を合わせ行うことが決まり、メルケル大連立政権が誕生したのである。

その一方で、法人税の引き下げ、さらには法人の負担する社会保険料の引き下げも決まった。その理由は、高い法人の税・社会保険料負担がドイツの競争力を損なっているという不満と、高い社会保険料のため企業は雇用を絞り、若年層を中心に多くの失業者が生じていたという状況を打破したいという事情があった。

当時のドイツでは、税率の高さから金融所得がスイスやリヒテンシュタインなどのタックスヘイブン国に逃げていくことが問題となっていた。その対応として、利子・配当・キャピタルゲイン(株式譲渡益)の税率を一律25%として分離課税し申告不要とする、わが国特定口座に類似した税制を導入して、国外への資本の逃避を防ぐ税制改革が合わせ行われた。

筆者は、改革直後にドイツを訪れ主税局長と面談したが、以下の発言を今も覚えている。

3%もの消費税率の引き上げに経済界の反対はなかったのかという質問に対し、「消費税は輸出免税なので、税率を引き上げてもドイツ企業の国際競争力には影響しない。これが経済界の反発を和らげることに繋がった」と答えた。消費税は、仕向け地で課税されるので輸出時には国内で課税されている分が還付される。そこで消費税率を引き上げてもドイツ企業の国際競争力には影響を与えないということである。

メルケル政権は3年間にわたる税制改革をパッケージとして実行し、財政再建と経済成長の両立を果たすことが出来た。その見識と政治力は、今日のドイツの強さの源泉となっており、わが国の改革への大いなる示唆を与えるものである(図表3)。

(図表3) ドイツ税制改革概要

第1ステージ(2007年)	財政再建のための消費税・所得税引き上げ	消費税率は16%から19%へ 所得税最高税率は42%から45%へ
第2ステージ(2008年)	国際競争力確保のための法人税改革	法人実効税率は39%から30%へ 法人税率は25%から15%へ
第3ステージ(2009年)	金融所得一体課税	利子・配当・キャピタルゲイン(株式譲渡益)を一律25%で分離課税

(筆者作成)

4. 英国ブレアの税制改革—第3の道

英国は保守党と労働党の2大政党が政権交代を行う国である。1980年代から続いたサッチャー、メイジャーという保守党政権の政策が経済を活性化させた半面、生み出した格差や貧困という負の部分が問題となり、トニー・ブレア率いる労働党へと政権交代が生じた。

ブレア労働党は、ニュー・レーバーとして「第3の道」と呼ばれる政策を実行に移していった。その特色は、社会保障政策において、これまでの労働党がとってきた「大きな政府」の丸抱え福祉政策を改め、市場原理に基づき、労働インセンティブを引き出しつつ、教育に力を入れることで中期的に国力を高めていく政策を採用したことで、これが「第3の道」と言われる。

ブレア政権では、教育に力を入れ弱者を再び市場に送り出す支援に努めると同時に、市場原理に基づく経済効率を重視して、教育・医療を中心とした公共サービスにおける政府の役割の重視・拡大を図ろうとした。この手法は、アングロ・ソーシャル・モデルと呼ばれており、米レーガン・英サッチャーからの経済活性化の思想を引き継ぎつつも、格差・貧困という現実と直面する課題に対して新たな政策手段を生み出していった。この英ブレア・米クリントンの知恵は時代思想の変化ともいえる。

従来の労働党の政策が、「セーフティーネット（を張り巡らせる）政策」と称されたのに対し、新しい労働党の政策は「トランポリン（のように自立を手助けする）政策」と称された。この政策の理念を一言で言えば、「人々が市場の圧力によってなすがままにされるのではなく、市場の中で自立的に活動できる人間を育成すること」である。

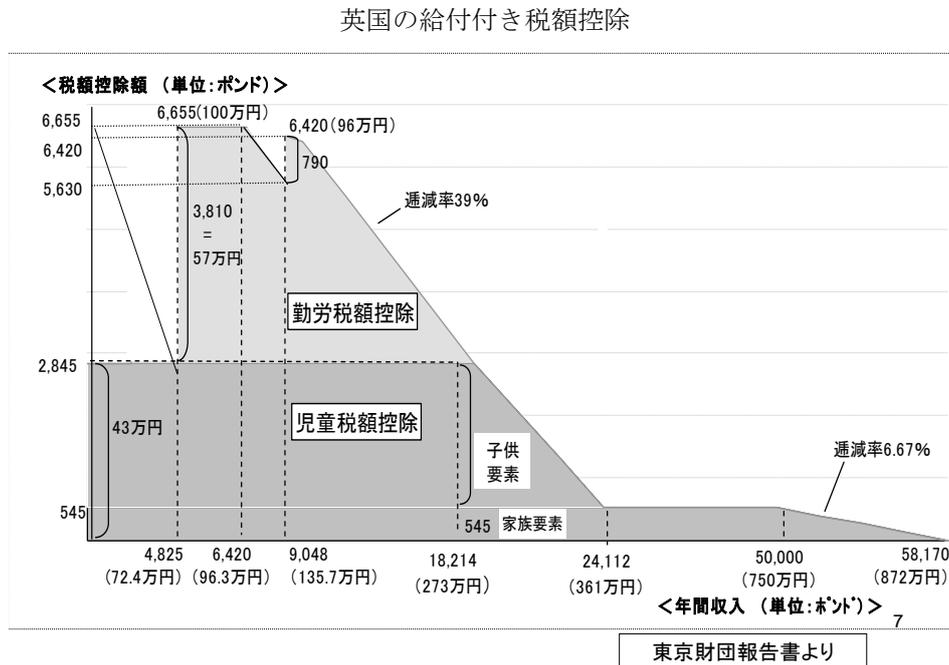
こうした政策の中心をなすのは、「老後の生活は勤労を通じて自助努力により支えていく」というワークフェア思想で、積極的労働政策と呼ばれる。この理念に立ち、職業紹介や職業訓練などの就職支援、保育所の整備等働く環境の整備等を総合的・一体的に実行するとともに、勤労インセンティブを与える政策としての勤労税額控除制度の導入が図られた。すなわち「一定時間以上働くと、勤労税額控除という制度のもとでの給付が始まる。給付額は逡減していくが、勤労所得との合計手取りは勤労するに従って増加していく。さらに所得が増えると減税はなくなる」という制度である（図表4<次頁>）。

この制度のポイントは、「働き始めると税や社会保険料を支払う必要が生じるので、手取りが失業手当より少なくなり、働かない方が有利」という貧困の罠（Poverty Trap）を防ぐ点にある。

勤労にインセンティブを与えるような制度はわが国には基本的に存在しないと言ってよく、「働いてはいるものの相対的な貧困から抜けだせない」若者が増加しつつあるわが国に、このような制度を導入することの意義は大きい。



図表4 英国の給付付き税額控除



出典 みずほ情報総研藤森克彦研究員作成 (東京財団政策提言 2010年 「給付付き税額控除 具体案の提言」より)

5. 「オランダ病」から「オランダの奇跡」へ

オランダは長い間、「女性は外で働かず、家庭にいて家事や育児をするもの」という慣習に縛られた国であった。ところが1980年代はじめに経済が悪化し、「オランダ病」という不名誉な称号が与えられるまでになった。これを乗り越えるため1983年、政府と経営者、労働組合の3者が、「ワッセナー合意」(ハーグ郊外ワッセナーで締結された、失業とインフレの進行を防ぐための賃上げ抑制の合意)を形成し、労働側は自主的な賃金抑制を受け入れた。実質所得の減少を防ぐため、これまで家庭にいた女性は、パートタイム労働者として労働市場に参入して生活費を補填(ほてん)することを余儀なくされた。

しかし、勤勞をして追加所得を得たけれど、社会保険料や税の負担が新たに生じたのでは勤勞意欲が落ちてしまう。これを防止するため、勤勞し始めて所得が低い間は減税による負担軽減(税額控除)が可能になるという政策、つまり勤勞税額控除が導入されたのである。この政策は専業主婦が勤勞をスタートする上で大きな効果があり、1990年代に導入された労働時間規制、パート・有期雇用者の均等待遇(同一労働・同一賃金)などの政策と相まって、ワーク・シェアリング(仕事の分かち合い)、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が形成されていったのである。その結果1996-2000年の失業率はEUの中で一番低く、ほぼ完全雇用とも言うべき状態に達した(EU平均10.1%、オランダ4.5%)。このため「オランダ病」から一転して「オランダの奇跡」と呼ばれるまでになったのである。

更に2001年には、所得控除を税額控除に代えるという大胆な税制改革が行われている。その中で、一方の配偶者の所得が少なく控除を使いきれないような場合に、その未

使用分を他方の配偶者に移転させることができる、「移転的基礎控除」が導入された。この制度により、家族間の所得額にかかわらず公平な恩恵を受けることが可能になったのである。

このようにオランダは、人々の勤労意欲を引き出し、ワーク・ライフ・バランスを支援する税制改革を行い、子育て期、老親の介護等に追われる中高年期といった支出が嵩む人生の各段階で、その時々ニーズに対応して働き方を選べるワーク・ライフ・バランスを実現するなど、「1.5型の経済」（1世帯あたり1.5人の稼ぎ手）といわれるオランダモデルを作り上げたのである。

わが国でも、近々、配偶者控除の抜本的な改革を巡って議論が始まる。勤労世代の結婚や子育てに係る観点から「夫婦世帯」を対象とする新たな控除への衣替えが、選択肢の一つとして提案されている。この点では、是非オランダの経験を参考にしてほしいものだ。



6. スウェーデンの二元的所得税

1990年代のスウェーデンは、バブル経済がはじける中で、高い税負担、社会保障費から資本の海外流出が生じた。当時は利子・配当・キャピタルゲイン（株式譲渡益）などの金融所得には、給与所得などの勤労所得と合算されて累進課税を課せられている包括的所得税（総合課税）制度が取られていた。このため、高所得者の金融所得に高率の税が課せられるのでそれを回避すべく、国外への資本逃避が行われるようになった。

そこで、勤労所得には累進税率を課しつつも、金融・資本所得には一定の比例課税を付す二元的所得税が導入された。法人税も資本からの所得なので、金融所得と同率の課税に引き下げられた。

この結果、租税回避や資本逃避が減少し税収も回復した。グローバル経済の中では、勤労所得に累進税率を適用して「公平性」を求める半面、金融・資本所得には分離して比例税率を課す「効率性」を求めたのである。この税制は二元的所得税として認知され、OECDからは「厳格な税理論に裏付けられた税制ではないものの、本格的税制であり、効率的税制である」と評価されている。

7. 先進諸国の経験

以上、概観してきた先進諸国の経験を参考に、わが国の抱える問題を整理してみよう。

第一は、「経済成長と財政健全化の両立」である。米国レーガン税制から「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」税収中立の哲学を学ぶことができる。

一方、ドイツのメルケル連立政権が実施した消費税・所得税増税、法人税・金融所得税減税というパッケージの改革からは、経済活性化と財政再建が両立出来ることを学ぶことが出来る。政権が強いリーダーシップで税制改革を推進していったことは、わが国の政権運営に当たっても大いに参考になる。

第二は、「公平と効率の両立」である。スウェーデンは、法人所得や資本所得といった資本に対する税制を思い切って引き下げて、税制の簡素化に踏み切った。また、勤労所得への累進課税の一方で、金融・資本所得を分離しての比例課税する二元的所得税を導入した。併せて、給付付き税額控除などの所得再分配を強化する措置も取り入れた。ここからは、効率を求めるだけでなく、公平と効率の両立する改革が可能であることを学ぶことが出来る。

第三は、「税と社会保障の一体改革」である。ここでは、英国とオランダの勤労税額控除制度や移転的基礎控除（家族控除）などが参考になる。ワーキング・プアに対し勤労インセンティブを導入することなどにより、自らの労働を通じて生活を自立させていくという思想がその考え方の根底にある。

翻ってわが国が抱えている問題点を検討すると、どうだろうか。多くの点でこれらの国々と共通する課題を抱えていることが分かる。すなわち、少子高齢化の中で経済に更なる活力が求められているが、経済を活性化する改革の必要性の点で米国やドイツの税制改革を参考にすることが出来る。一方、格差・貧困問題への対応の点では、英国やオランダ、スウェーデンの税制改革の事例が参考になる。



8. まとめ

上記のように各国の税制改革を他山の石として、わが国で今後取り上げるべき税制改革を整理すると次のようになる。

第一に、法人税に関しては、グローバル経済の中での対応を図る必要がある。グローバル企業がタックスヘイブンなど税率の低い国へ会社を設立する動きが進行中であり、一人わが国だけが孤高を保つことはできない。

法人税の引き下げを図ること、具体的には2015年度で32.1%のわが国の法人税実効税率を25%程度に引き下げる必要がある。

第二に、経済成長を税制で支援する必要がある。企業がリスクテイクし易い税制の構築でベンチャー企業への資金を供給し易くし、勤労意欲を高め易いよう税制のインセンティブを与えることである。妻の年収が103万円以下の場合に夫の課税所得から38万円控除される配偶者控除を廃止し、妻の年収に関係なく、夫婦の合算所得から一定額の控除を認める夫婦控除の創設などが考えられる。

第三に、所得格差、資産格差を少なくすることが持続的な経済成長に役立つとの観点に立ち、所得税の課税ベースを拡大することや、資産課税の改組を検討すべきである。所得再配分機能を高めるために、金融所得税率を分離課税のまま現状の20%から25%程度へ引き上げることが考えられる。勤労所得は累進税率とし、金融所得は法人税実効税率と同率として、法人税も包括した二元的所得税が、グローバル経済の下で不可避である。

第四に、高度福祉社会を支える財政基盤の確立に向けて、経済への負担の少ない消費税を中心とする税体系にシフトして行くことである。

こうした中で、マイナンバー制度の導入は、個人の資産所得（利益・配当・株式譲渡益）の把握につながるため、肥大化する社会保障費の削減に結び付く効果が期待出来る。

税の機能は、どの教科書にも書かれているように「公共サービス提供のために必要な資金の調達」、「所得の再分配」、「経済の安定化・景気調節」の3つである。この機能を十分に発揮させ所得・消費・資産の3つの税制を見直すタックスミックスを行うことが、わが国にとって必要だ。

世界の高齢化社会のトップランナーとして、規範となる税制・社会保障を示すことが出来れば、国際社会における日本の地位の向上にもつながることになる。

消費税率10%への引上げは政治的な理由で再来年（2017年）に持ち越されたが、増税を忌避するのではなく、「希望の増税」として行く努力が必要であると共に、税に対する肯定的な気持ちが国民に意識づけられることを強く期待したい。

以 上

(上記の記述は、森信茂樹氏のご著書や論考を基に、同氏のご了解を得て太陽グラントソントンがまとめたものである<文責：大嶋英一>)



執筆者紹介

森信 茂樹(もりのぶ しげき) 1950年 広島県生まれ
中央大学法科大学院 教授

<学歴・職歴>

1973年 京都大学法学部卒業
1973年 大蔵省入省
1988年 ロンドン駐在大蔵省参事(日本輸出入銀行出向)
1998年 主税局総務課長
2003年 東京税関長
2005年 財務省財務総合政策研究所長
2006年 中央大学大学院法務研究科特任教授
2007年 中央大学大学院法務研究科教授
2007年 (社)ジャパン・タックス・インスティテュート 所長

<著書等>

「抜本的税制改革と消費税」(大蔵財務協会)、「日本が生まれ変わる税制改革」(中公新書ラクレ)、
「わが国所得税課税ベースの研究」(日本租税研究協会)、「日本の税制」(PHP 新書)、
「税で日本はよみがえるー成長力を高める改革」(日本経済新聞出版社)

<主な団体・公職歴>

東京財団上席研究員。法学博士(租税法)。